

被災市区町村で働いていただける意欲のある方を探しています

現在、被災市区町村では、復興事業の本格実施に伴い、職員が大幅に不足している状況にあります。

のことから、総務省では、行政実務等の経験がある皆様のお力を復興に活かしてもらうために、都道府県や第三セクター等の元職員の方々等の情報を、被災市区町村等へ提供する取組を行うこととしています。

については、元職員・退職予定職員で被災市区町村の任期付職員等として働く意思をお持ちの方（以下「元職員等」という。）は、別添6-4「情報記入票」に必要事項をご記入いただき、元勤務先等のされていた都道府県の人事担当課等にお送りいただくようお願いいたします。

ご提供いただいた情報は、被災都道府県・被災市区町村に提供し、被災市区町村（被災都道府県が採用し、被災市区町村へ派遣する場合は被災都道府県）が採用を検討する場合は、被災市区町村等から直接ご本人に連絡いたします。

なお、本取組は、元職員等の情報を被災市区町村等へ提供するものであり、被災市区町村等における採用を保証又はあっせんするものではありません。情報提供いただいても、必ずしも採用打診の連絡があるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

● 採用までの流れ

- ① 別添6-4「情報記入票」をかつて勤務していた都道府県の人事担当課等へ提供
- ② ご提供いただいた情報を、総務省を通じ、被災都道府県・被災市区町村へ提供
(※個人情報保護のため、この段階では、氏名・連絡先等は都道府県の人事担当課等が保管し、総務省には提供されません。)
- ③ 被災都道府県から、情報提供元都道府県に、氏名・電話番号等を照会
- ④ 被災市区町村等から、ご本人に直接、採用選考への応募を打診（勤務条件、選考方法等の提示）
- ⑤ 採用選考への応募を内諾いただける場合、被災市区町村等の採用選考に正式応募
- ⑥ 選考のうえ、任期付職員等として採用

● 被災地で必要とされている職種（被災市区町村からの職員派遣要望のある職種例）

一般事務、土木、建築、農業土木、保健師・看護師、電気、機械、化学、社会福祉士、栄養士、保育士、埋蔵文化財専門職員等

● 業務内容、勤務条件（給料、諸手当、住居等）

具体的な業務内容、採用時期、任用期間及び勤務条件等については、正式応募前に、被災市区町村等との間で調整していただくことになります。

なお、被災市区町村等においては、おおむね1年以上の勤務が求められているところです。

● 選考方法

各被災市区町村等の定める方法によります（例：書類選考、論文試験、面接試験等）。

また、かつて勤務していた都道府県に、略歴や推薦書の提出をお願いする場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

● その他

ご提供いただく令和7年度における情報については、令和8年3月末をもって被災市区町村等への情報提供を終了させていただきます。

総務省自治行政局公務員部公務員課応援派遣室 担当：高橋
電話 03-5253-5230
電子メール ouenhaken@soumu.go.jp